

申間市の入札における予定価格の公表方法に関する方針について

令和8年3月31日

1 趣旨

国の発出する『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針』において、「予定価格の事前公表によって建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等の問題があり、昨今においても予定価格の事前公表に起因した疑いのある入札談合が発生する等の問題が生じている。このため、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適正な対応を行うこと」と措置の努力義務を課している。

しかしながら、本市入札において実施してきた予定価格の事前公表においては、予定価格があらかじめ公表されることで、入札の不落・不調の防止や入札参加者の負担軽減のほか、本市職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止を図ることができるという利点がある。

このことから、予定価格の事前公表は継続しつつ、本市の技術系職員及び建設業事業者の積算能力の向上に資することを目的に、一部の入札案件において予定価格を事後公表とする。

2 予定価格の公表方法

原則、予定価格を事前公表とする。ただし、次の各号に掲げる事項に全て該当する場合は、予定価格を事後公表とすることができる。

- (1) 主に国県補助金等を活用していない市単独事業であること。
- (2) 災害復旧事業でないこと。
- (3) 不落不調となった場合でも、再入札に付する猶予期間がある事業であること。
- (4) 不落不調となった場合でも、市民サービス等に影響が少ない事業であること。

3 対象等

予定価格の事後公表とする入札の対象は、建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び清掃業務等とする。

予定価格については、金額に関わらず実施するものとする。

4 実施期間

令和8年度から当分の間とする。